



平成 26 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 荏原製作所  
代表者名 代表取締役社長 前田 東一  
(コード番号6361 東証第1部)  
問合せ先 理事 経理財務統括部長 長峰 明彦  
(電話 03-3743-6111)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬支給について、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 149 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 提案の理由及び当該報酬を相当と判断する理由

株式報酬型ストックオプションは権利行使時の払込価額を1株当たり1円とする譲渡制限新株予約権を割当ててのものであり、退職慰労金と異なり株価との連動性が確保され、かつ通常のストックオプションと異なり株価下落局面においてもインセンティブとして機能し得るものです。

さらに、同定時株主総会においてご承認をお願いする株式報酬型ストックオプションは、権利行使し得る新株予約権の数と、平成 26 年 5 月に当社が公表した中期経営計画(平成 26 年度ないし平成 28 年度の 3 年間を対象とするもの。以下、「本中期経営計画」という。)において目標とする業績指標として掲げております連結投下資本利益率(ROIC:当期利益/(有利子負債+自己資本))との間に相関をもたせることで業績連動報酬としての性格付けを行っており、中長期インセンティブ報酬として相当であると考えております。

具体的には、同定時株主総会終結後、本中期経営計画の期間満了までに取締役等に在任する者を対象とし、総額 4 億 60 百万円の範囲内で新株予約権を付与いたしますが、行使可能な新株予約権の数は、本中期経営計画の最終年度である平成 28 年度の ROIC の目標達成度に応じて、割当数の 50%から 100%まで変動します。なお、同期間の一部のみの在任者も対象といたしますが、在任期間に応じて付与数ないし行使可能な新株予約権の数が制限されます。

なお、同様の株式報酬型ストックオプションは、取締役を兼任しない執行役員及び当社子会社の一部役員に対しても付与する予定です。

#### II. 株式報酬型ストックオプションにかかる報酬の額及び新株予約権の内容

##### 1. 株式報酬型ストックオプションにかかる報酬の額

評価期間中に付与する株式報酬型ストックオプションにかかる報酬の 3 年間の総額は、4 億 60 百万円(以下、「報酬総額」という。)を上限とする。

ただし、上記上限額の範囲内であっても、発行する新株予約権の数は、1,504個(以下、「発行上限数」という。)を超えないものとする。同定時株主総会終結後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、発行上限数は分割又は併合の比率に応じて合理的に調整される。

なお、新株予約権の割当てを受けた取締役が評価期間満了前に取締役を退任し、これにより株式報酬型ストックオプションとして付与された新株予約権の一部が失効したときは、報酬総額及び発行上限数との関係において、失効した当該株式報酬型ストックオプションは付与ないし発行されなかったものとみなす。

## 2. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式 1,000 株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(行使価額)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てて日の翌日から 15 年以内の範囲で、別途取締役会において定める。

### (4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本中期経営計画の最終年度における連結投下資本利益率(ROIC)が目標である 7%に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使し得るものとするが、7%に達しない場合には、行使し得る新株予約権の割合が、目標達成度合に応じて、50%から100%の範囲で変動するものとする。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要する。

### (6) その他の新株予約権の内容

その他の募集事項及び細目(上記(1)から(5)までの事項におけるその他の事項を含む。)については、取締役会の決議によって定める。

## 3. その他新株予約権の割当てに関する事項

### (1) 株式報酬型ストックオプションの付与は、オプション評価モデルを用いて合理的に算定された公正価格を払込金額とする新株予約権を割当てて一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を

支給することとし、払込みに代えて当該金銭報酬請求権により相殺を行う方法(相殺方式)により行う。

- (2) 各取締役が付与する株式報酬型ストックオプションの個数その他の割当てに関する事項については、当社所定の役員報酬基本方針に従い取締役会の決議によって定める。

(ご参考)

- (1) 株式報酬型ストックオプションの新株予約権の目的となる株式の上限数(1,504,000株)は、平成26年3月31日現在の発行済株式総数の0.32%、また、過去に発行した残存する新株予約権の未行使分の目的となる株式の上限数との合計(4,619,000株)は、同発行済株式総数の0.99%に相当します。

- (2) 当社は、経営理念に合致した業務執行・監督を促し、中長期的な経営戦略の達成を強く動機付けることを目的として、業績連動性の高い報酬制度を設計するとの方針のもと、社外取締役を除く取締役及び執行役員報酬体系を構築しており、株式報酬型ストックオプションは、その役員報酬制度の一環です。

また、役位に応じて一定の数量の当社株式の保有を促す株式保有ガイドラインを定め、株主価値を意識した経営を推進しております。

以 上